

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシカイシャ 株式会社 カガワセツビ 香川設備
 住所 〒630-8145 奈良市八条3丁目729番地の3
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 カガワ ヨシノリ 香川 美徳
 電話番号 0742-61-1789
 FAX番号 0742-63-2876
 メールアドレス kagawa@royal.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	レ	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ カガリセツ
株式会社 香川設備
住 所 〒630-8145
奈良市八条3丁目729番地の3
代表者氏名 カガリ ヨシリ
代表取締役 香川 美徳

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カガリ ヨシリ 香川 美徳	
取締役 カガリ ヒロアキ 香川 裕彰	
事業の範囲	建設業 産業廃棄物処理業 人材派遣業 前各号に附帯関連する一切の事業 <i>管工事業</i>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャ カガワセツビ 株式会社 香川設備
上記事業所の所在地	郵便番号 〒630-8145 住所 奈良市八条3丁目729番地の3 電話番号 0742-61-1789 FAX番号 0742-63-2876 メールアドレス kagawa@royal.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
香川 美徳 ホリ イザミ 保利 勇美	第46806号 第 9022号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV (13～150mm用)	3	
	塩ビカッター	VC40	4	
		VC20	8	
	電子セーソー	CR12V	3	
管の加工用 機械器具	やすり		3	
	パイプねじ切り器	300平型判丸型 N-100A	1	
管の接合用 機械器具	トートランプ		3	
	パイプレンチ	ガスボンベ式 13mm～10mm	2	
	スパナ		4	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T10k	3	
	電動式テスト	T30k	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 香川設備
住 所	奈良市八条3丁目729番地の3
代表者氏名	代表取締役 香川 美徳

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市八条三丁目729番地の3
株式会社香川設備

会社法人等番号	1500-01-024701
商号	株式会社香川設備
本店	奈良市八条三丁目729番地の3
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年6月1日
目的	1 建設業 2 産業廃棄物処理業 3 人材派遣業 4 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	2000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、この承認があったものとみなす。
役員に関する事項	取締役 香川 美 徳
	取締役 香川 裕 彰
	奈良市神殿町196番地の37 代表取締役 香川 美 徳
登記記録に関する事項	設立 令和 3年 6月 1日登記

奈良市八条三丁目729番地の3
株式会社香川設備



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 9月 2日 ✓

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



定 款

株式会社香川設備

株式会社香川設備定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社香川設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業
2. 産業廃棄物処理業
3. 人材派遣業
4. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県奈良市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は2000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株券の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

ただし、当社の株主に譲渡する場合は、この承認があったものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法務省令に定めのある場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をするには、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故あるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、これを株主総会の日から 10 年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 1 名以上とする。

(取締役選任)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の存在取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 取締役を複数置く場合には、取締役の互選により、代表取締役 1 名を置く。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 25 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録のある株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2 前項のほか、基準日を定めて、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録のある株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

これは当会社の現行定款である。

令和4年 9月 2日

奈良市八条三丁目729番地の3

株式会社香川設備

代表取締役



香川 美 徳



第四六八〇六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

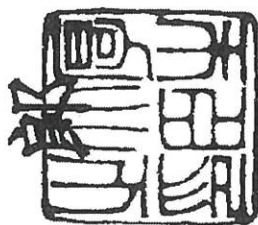
氏名 香川 美德

昭和三十一年四月二十日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第九〇二二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

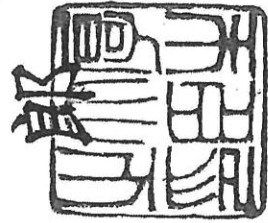
氏名 保利 勇 美

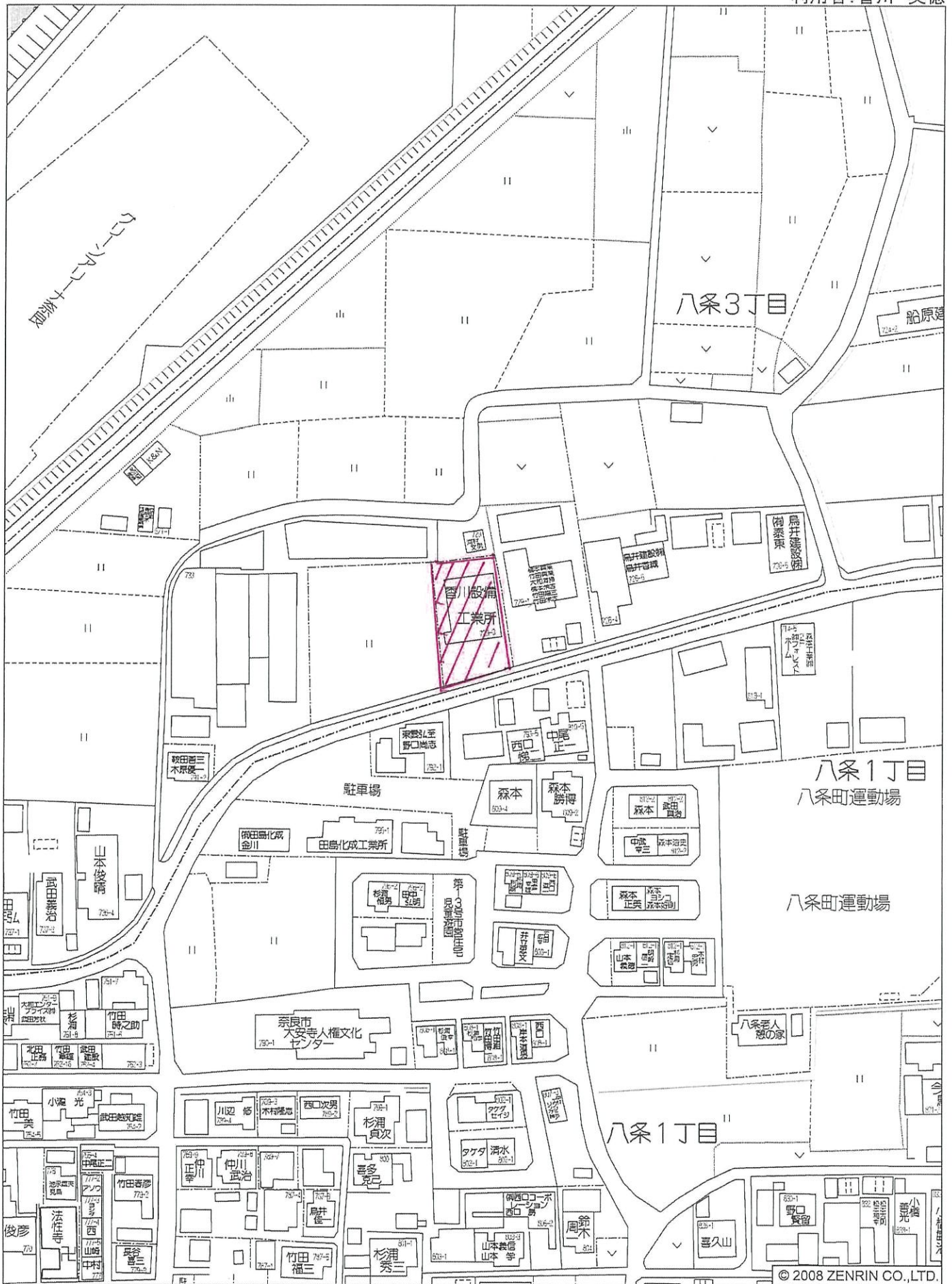
昭和二十七年七月三十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎





奈良市八条3丁目付近

© 2008 ZENRIN CO., LTD.



7000

1350

26850

1350

5100

6600

8250

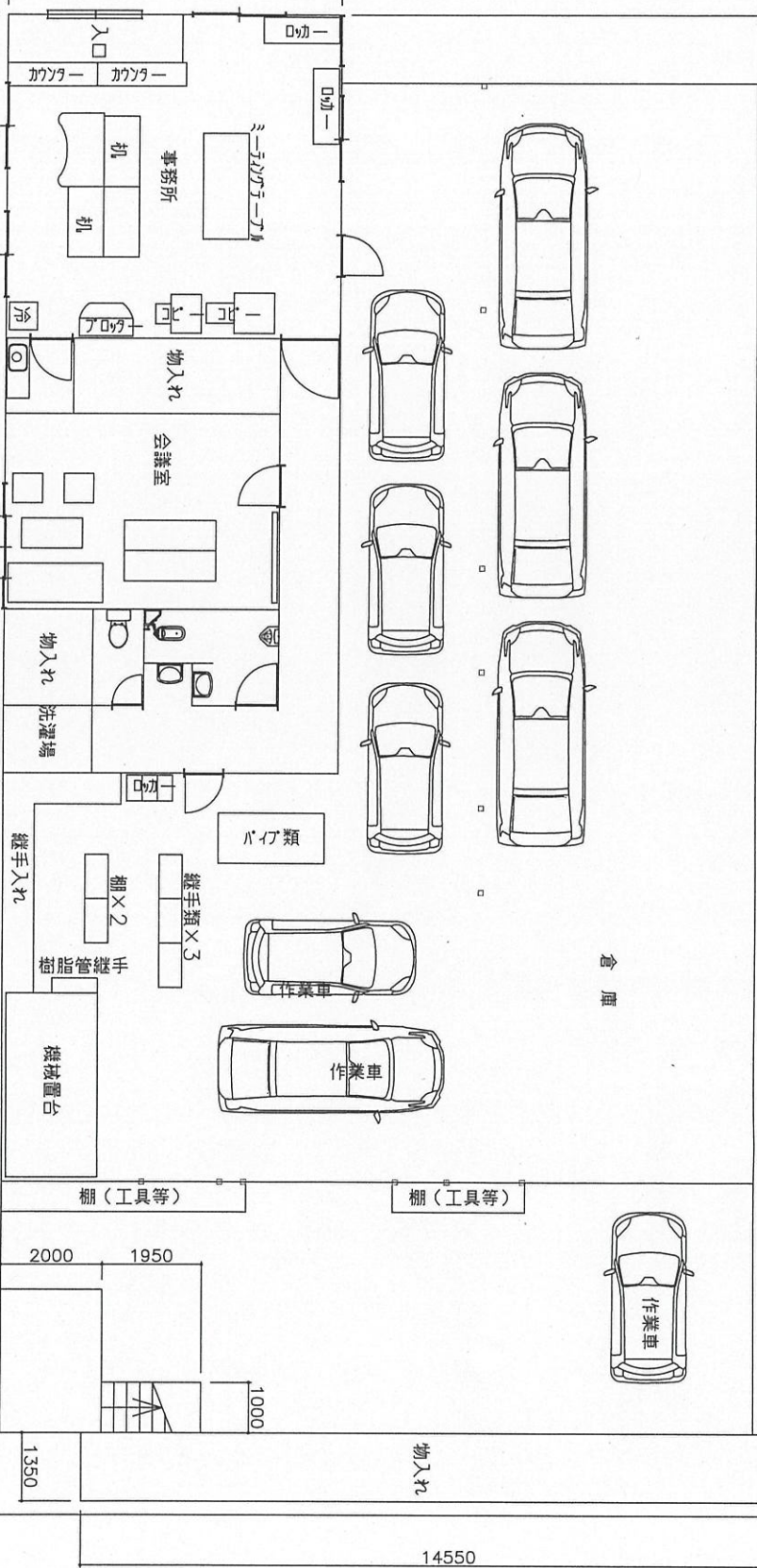
15080

28200

10270

2850

1620



棚 (工具等)

棚 (工具等)

倉庫

作業車

作業車

バイク類

継手類 X 3

棚 X 2

計測器具類

機械置台

物入れ

会議室

事務所

コンピューター室

物入れ

洗濯場

継手入れ

入口

カウンター

机

机

ロッカー

ロッカー

物入れ

14550

1000

2000

1950

1350

工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	





工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	

工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	





工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	

工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	





工種:	
種別:	
細別:	
測点:	



工種:	
種別:	
細別:	
測点:	

余白

工種:	
種別:	
細別:	
測点:	

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシカイシャ カガワセツリ 株式会社 香川設備
 住所 〒630-8145 奈良市八条3丁目729番地の3
フリガナ 代表者氏名 カガワ ヨシノリ 代表取締役 香川 美徳
 電話番号 0742-61-1789
 FAX番号 0742-63-2876
 メールアドレス kagawa@royal.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	レ	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者
氏名又は名称 株式会社 香川設備
〒630-8145
住 所 奈良市八条3丁目729番地の3
代表者氏名 代表取締役 香川 美徳

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 香川設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
香川 美徳 ホリノ イチミ 保利 勇美	第46806号 第 9022号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第四六八〇六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

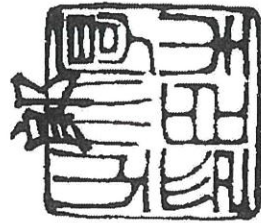
氏名 香川 美德

昭和三十一年四月二十日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第九〇二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 保利 勇 美

昭和二十七年七月三十一日生

水道法(昭和五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎

